



埼玉県内の飲食店の皆様へ

埼玉県感染防止対策協力金 緊急事態措置に伴う支給要件等変更のご案内 (第13期:7月12日～8月31日要請分)

緊急事態措置に伴い、要請期間が変更となります。
変更前:7月12日～8月22日 ⇒ 変更後:7月12日～8月31日

8月2日から8月31日までの間、**埼玉県内全域が緊急事態措置区域**となることから、埼玉県感染防止対策協力金の支給額や支給要件等が変更となります。
なお、第13期の早期給付についても、8月15日(日)まで受付中です。

申請期間

9月1日(水)以降を予定

支給額

緊急事態措置に伴い、協力金の支給額が変更となります。
変更前:105万円～420万円 ⇒ 変更後:172.5万円～510万円

1店舗当たり **172.5万円～510万円**(中小企業、全期間協力の場合)
前年又は前々年の1日当たりの売上高によって変動(詳しくは裏面)

主な支給要件

R3.8.2～8.31	緊急事態措置区域	
酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等 (利用者による酒類の店内持込みを含む。)	休業すること。 (酒類及びカラオケ設備の提供を取り止める場合を除く。)	
上記以外の飲食店等	営業時間を午前5時から午後8時まで短縮すること。 ※通常時、午後8時以降まで営業していた店舗	



R3.7.12～8.1	まん延防止等重点措置区域	措置区域以外のその他地域
営業時間	原則として、全ての期間において、要請に応じ、午後 8時 から翌日午前5時までの間の営業を行わない(休業含む)こと。(※ 通常時は午後8時以降まで営業をしていたこと。)	原則として、全ての期間において、要請に応じ、午後 9時 から翌日午前5時までの間の営業を行わない(休業含む)こと。(※ 通常時は午後9時以降まで営業をしていたこと。)
酒類の提供	終日、 提供を自粛 (飲酒の機会を設けない)こと。ただし、次の条件①②を満たす場合は、	
	午前11時から午後 7時 まで提供可	午前11時から午後 8時 まで提供可
	条件① 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+(プラス)」について、県の認証を受けること。	
	条件② 酒類の提供の人数上限	
	1人、又は同居家族(介助者を含む。)のみのグループに限る。	4人以下、又は同居家族(介助者を含む。)のみのグループに限る。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」)に基づく要請に関する要件

特措法第45条第2項の基づく要請

- 特措法施行令第12条に規定される措置
 - ・従業員への検査の勧奨
 - ・入場者が密にならないような整理誘導
 - ・発熱等有症状者の入場禁止
 - ・手指の消毒設備の設置(併せて、手指消毒の呼び掛け)
 - ・事業所の消毒
 - ・入場者へマスクの着用等の徹底
 - ・マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止(既に入場している者の退場も含む。)
 - ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など)

特措法第24条第9項に基づく要請

- 感染防止対策の徹底
 - 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守の徹底
 - ※ガイドライン遵守の是非について、飲食店に対して実地で確認を行い、個別に要請を行うことがあります。
- 長時間の会食自粛
 - 長時間(90分超)の会食を避け、4人以下又は同居家族(介助者を含む。)のみのグループに限るよう利用者に働き掛け

その他の要件

- ・ 彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+(プラス)の認証を受けていること。(休業の場合を除く。)
- ・ 彩の国「新しい生活様式」安心宣言を遵守し、店頭に掲示していること。
- ・ 「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを店頭に掲示していること。
- ・ 食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可、その他必要な許認可を受けていること。
- ・ 暴力団、暴力団員等の反社会的勢力に属する者及び代表者又は役員が暴力団員等となっている法人でないこと。また、暴力団員等が経営に事実上参画していないこと。

支給額の考え方

緊急事態措置区域

まん延防止措置区域

その他地域

売上高(※)	協力金の日額	売上高(※)	協力金の日額	売上高(※)	協力金の日額
10万円以下	4万円	7.5万円以下	3万円	8.3万円以下	2.5万円
10万円以上 25万円以下	4万円から10万円 (売上高(※)×0.4)	7.5万円以上 25万円以下	3万円から10万円 (売上高(※)×0.4)	8.3万円以上 25万円以下	2.5万円から7.5万円 (売上高(※)×0.3)
25万円以上	10万円	25万円以上	10万円	25万円以上	7.5万円

売上高減少額方式(大企業等)の場合は、売上高の減少額×0.4(最大20万円、下限なし)

※ 売上高は前年又は前々年の1日当たりの額

彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+(プラス)認証の現地確認

詳細については、埼玉県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/anshinsengen-insyokutenplus.html>

【お問合せは 埼玉県中小企業等支援相談窓口 まで】

電話:0570-000-678(平日9:00~21:00 土日祝日9:00~18:00)

県内事業者向けLINE公式アカウントのご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている県内事業者の皆様向けに、県ではLINE公式アカウント「埼玉県 事業者支援情報」を開設しました。

各種支援金をはじめとする支援情報を幅広く配信しています。是非御活用ください。

○県ホームページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/linesaitamakenjigyousha.html>